

◇鳥取県産業振興条例の新設について

1 条例の新設理由

県内における経済の発展並びに県民の雇用の確保及び生活の向上に資するため、産業の振興に関して基本となる事項等を定める。

2 条例の概要

(1) 目的

この条例は、事業者（県内に本店、支店、営業所、事務所その他名称の如何を問わず、事業を行うために必要な施設（以下「県内事務所等」という。）を有して事業活動を行う者をいう。以下同じ。）が本県経済の発展において果たす役割の重要性にかんがみ、産業の振興に関し、基本理念を定め、県の責務、事業者、支援団体（県内に主たる事務所を有する商工会議所、商工会連合会、農業協同組合その他特別の法律により設立された組合その他の事業者の事業活動を支援する団体をいう。以下同じ。）及び大学等（県内に所在する大学、高等専門学校その他の研究機関をいう。以下同じ。）の役割等を明らかにするとともに、産業の振興に関する施策の基本となる事項等を定めることにより、足腰の強い産業を育成し、もって県内における経済の発展並びに県民の雇用の確保及び生活の向上に資することを目的とする。

(2) 基本理念

産業の振興は、次のア～エを基本として行われなければならない。

ア 事業者の自主的な事業活動が助長されること。

イ 県内における経済の発展並びに県民の雇用の確保及び生活の向上に資すること。

ウ 県、市町村、支援団体、大学等、金融機関及び県民の連携協力により推進されること。

エ 県内の優れた人材、豊かな自然にはぐくまれた資源、蓄積された高い技術力等地域の特性を生かして推進されること。

(3) 県の責務等

県の責務並びに事業者、支援団体及び大学等の役割、県民の協力について定める。

(4) 基本方針

ア 県は、次の(ア)～(シ)の基本方針に基づき、産業の振興に関する施策を講ずるものとする。

(ア) 本県産業の事業活動を担う人材の育成及び確保を図ること。

(イ) 従業員が子育て等をしやすい職場環境の整備に取り組む事業者の育成を図ること。

(ウ) 事業者の経営の革新を促進するための技術研究の推進及び事業の効率化を図ること。

(エ) 事業者に対する資金の供給の円滑化を図ること。

(オ) 事業者の受注機会の増大を図ること。

(カ) 県産品利用（県内において生産された農林水産物、加工品等及び県外において生産された当該農林水産物を主たる原材料とする加工品を県内外で消費することをいう。）の促進を図ること。ただし、農林水産物の加工品については、県内で生産された農林水産物の加工品であって、既にブランド（他の商品等との差別化を行うことにより、市場における競争力が高められる付加価値をいう。以下同じ。）が創出され、又は新たにブランドを創出しようとするもの及びそれを生産することにより県土の保全に寄与するものに重点を置きつつ促進を図ること。

(キ) 事業者又は大学等が保有する技術又は研究成果及び県内の人材の活用の促進を図ること。

(ク) 事業者の新たな市場の開拓に向けた取組の促進を図ること。

(ケ) 事業者の商品等におけるブランドの創出を図ること。

(コ) 事業者の創業及び新たな事業の創出を図ること。

(サ) 産学金官（事業者、大学等、金融機関並びに国、市町村及び県をいう。）の有機的な連携を強化し、技術研究の強化、技術の移転及び研究成果の事業化の促進を図ること。

(シ) 企業の立地用地の確保等のための環境整備を図りつつ、企業立地を促進するとともに、事業者の有

機能的な連携を強化し、産業の集積を図ること。

イ 県は、アの基本方針に基づき事業者に対する施策を講ずる場合には、当該事業者が県内に本店又は主たる事務所を有するもの（以下「県内事業者」という。）であるかどうか及び当該事業者（県内事業者を除く。）が県内事務所等を有して事業活動を行うことにより、当該県内事務所等の存する地域の経済の振興又は雇用の確保に当たって貢献をしているかどうかを考慮するものとする。

(5) 県の予算執行上の配慮

ア 知事その他の執行機関（以下「知事等」という。）は、工事及び委託業務の設計及び発注並びに物品等（動産（現金及び有価証券を除く。）及び著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第10号の2に規定するプログラムをいう。以下同じ。）の調達に当たっては、自らの予算執行が県民生活の安定及び向上に資するのみならず、県内の経済及び産業の育成に与える影響が大きいことにかんがみ、過度な財政負担とならない範囲内において、県内事業者又はそれらが参加する事業者が入札に参加しやすい環境を整備し、並びに県内の人材及び物品等を積極的に活用し、又は使用するよう配慮するものとする。

イ 知事等は、(4)のイで考慮するとされている貢献を特にしていると認める県内事業者以外の事業者又はそれらが参加する事業者について、アの配慮に準じた配慮をすることができるものとする。

ウ 知事等は、毎年度、工事（一請負契約につき請負金額が1,000万円以上のものに限る。）、委託業務（一契約につき契約金額が500万円以上のものに限る。）及び物品等の調達（一契約につき契約金額が500万円以上のものに限る。）における事業者の受注の状況を公表するものとする。

(6) 財政上の措置等

県は、産業の振興に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるものとし、産業の振興のために必要な税制上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(7) 施行期日

この条例は、公布の日から施行する。